

令和2年度第2回愛媛地方最低賃金審議会議事要旨

開催日時	令和2年7月16日(木)午前10時30分～午前11時50分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 4名	定数 5名
	労働者代表委員	出席 4名	定数 5名
	使用者代表委員	出席 5名	定数 5名
主要議題	1 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問) 2 オブザーバーの参会について 3 その他		
議事要旨	<p>本会議は 公開・<del>非公開</del></p> <p>1 愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会あて、愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問した。</p> <p>2 愛媛県特定最低賃金の改正にかかる申出書と形式審査の結果について、事務局から説明した。</p> <p>3 愛媛県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無にかかる第1回目の審議が行われた。</p> <p>(1) 愛媛県各種商品小売業最低賃金の申出(公正競争ケース)について、使用者代表委員から特定最低賃金がないと公正競争が保てないことについての補足説明が求められた。</p> <p>(2) 労働者側代表委員から、申出書に添付した賃金格差疎明資料に基づき、百貨店と全産業間、U Aゼンセン参加組合における賃上げ実績から正社員・短時間労働者間及び事業所規模間の格差が認められることについて補足説明がなされた。</p> <p>(3) 労働者代表委員から、愛媛県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の申出(労働協約ケース)において、申出人の中で最低賃金額の労働協約を締結している企業は、労使とも特定最低賃金額が改定された場合に労働協約を改定することについて確認済みである旨の補足説明がなされた。</p> <p>4 オブザーバー候補者をオブザーバーとして認めること、オブザーバーに議決権はないが、出席が予定された審議会では労使委員の横に着席し、業界の実情等について自由に発言をいただく態様で参会を求めることで、了承を得た。この了承をもって、オブザーバーの指名手続きを行うことが決定した。</p> <p>5 その他用意した資料の説明を事務局より行った。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>		

